

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

1 人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、所要の改正を行います。

〔主な改正内容〕

- ・給料表の改定
- ・地域手当の支給割合の引上げ
- ・自転車等の交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げ
- ・宿日直手当の額の引上げ
- ・期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

2 この規程は、公布の日から施行します。